

印西市建設工事設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、設計変更及び契約変更の手続を適正に行うとともに、工事の施行を合理的かつ円滑に進めるため、また、事務の適正化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 設計変更 工事の施行に当たって設計図書の一部を訂正又は変更するもの

(2) 契約変更 設計変更に伴う契約金額の変更又は工期の変更の決定に基づく契約の変更を行うもの

(設計変更の基本原則)

第3条 設計変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない場合に限り行うことができる。

(設計変更の基準)

第4条 設計変更の対象となる事項は、次に掲げるものとする。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないもの

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるもの

(3) 設計図書の表示が明確でないもの

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないもの

(5) その他予期することのできない特別な状態が生じたもの

(設計変更の手続き)

第5条 監督員は、設計変更の必要が生じたときは、当該設計変更の内容についてあらかじめ請負者と協議を行い、予算を確認した上、その内容について工事担当課長の決裁を受けなければならない。

2 前項の場合において、工事担当課長は、契約変更の見込み額その他の変更内容について、財政課長の意見を聴くものとする。

(設計変更に伴う契約変更の範囲)

第6条 契約変更見込み額が請負代金額の30パーセントを超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの、及び補助事業に係る予算処理に基づくものを除き、原則として別途契約とする。

(契約変更の手続き)

第7条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。ただし、議会の議決等を必要とするものを除く、軽微な設計変更に伴うものは、工事完了のとき（債務負担行為に基づく工事にあつては各会計年度末）までに行うことができるものとする。

2 前項の軽微な設計変更とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要でないもの

(2) 請負代金額が1,000万円以上の工事にあつては、契約変更見込み額が請負代金額の10パーセント以内でかつ300万円を超えないもの。

(3) 請負代金額が1,000万円未満の工事にあつては、契約変更見込み額が請負代金額の20パーセント以内でかつ100万円を超えないもの。

(部分払)

第8条 軽微な設計変更により契約変更が工事完了のときとなる場合の部分払いの算定は、原契約金額によるものとする。

附則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。